



全て許されない犯罪です！

- 金額の大小は関係なし ×
- 後で代金を支払っても ×
- 万引きの見張りをする ×
- 万引きをさせる ×
- 万引きした物をもらう ×

万引きは「窃盗罪」
10年以下の懲役または
50万円以下の罰金

万引きによる損害
はお店の存続に関
わります。

万引きと誤解されないために
○商品は「お店のカゴ」に。マイバッグは
レジを通して使いましょう。
○精算前の商品をトイレに持ち込まない。

2024年4月6日（土）～4月15日（月）

春の交通安全県民運動

交通ルール 守って笑顔 晴れの国

横断歩道は
歩行者優先

横断歩道を渡ろうとして
いる人や横断してい
る人がいる時、車は止
まらなければいけませ
ん。

運転中のスマホ等
使用禁止の徹底

運転中にスマホや携帯
電話を手に持ち通話や
画面注視といった「な
がら」運転をしてはい
けません。

自転車利用者は
ヘルメット着用

ヘルメットはあなたの
命を守ります。ヘルメ
ット非着用の場合、着
用時と比べて事故での
致死率高くなります。